

# 令和元年第4回（12月）上越市議会定例会

## 厚生常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第152号	上越市出張所設置条例の一部改正について	市民課	1
議案第167号	上越市レインボーセンター条例の一部改正について	市民課	2
議案第168号	上越市雁木通りプラザ条例の一部改正について	市民課	3
議案第134号	令和元年度上越市一般会計補正予算(第4号)	市民課	4

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第152号
提出課	市民課

## 上越市出張所設置条例の一部改正について

### 1 改正理由

上中田北部土地区画整理事業の換地処分による字の変更に伴い、南出張所の所管区域を変更するもの

### 2 改正内容

上越市南出張所の所管区域に「上中田」を加える。（第2条関係）

### 3 施行期日

上中田北部土地区画整理事業の施行に伴う字の変更の効力を生ずる日

### 4 上越市出張所設置条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案			改 正 前		
(名称、位置及び所管区域)			(名称、位置及び所管区域)		
第2条 略			第2条 略		
名 称	位 置	所管区域	名 称	位 置	所管区域
上越市 南出張 所	上越市 本町三 丁目2 番26 号	南本町一丁目から三丁目まで、東城町一丁目から三丁目まで、南城町一丁目から四丁目まで、 (略)、大字地頭方、大字青木、大字上中田、 <u>上中田</u> 、中通町、大字向橋、大字中田原、(略)	上越市 南出張 所	上越市 本町三 丁目2 番26 号	南本町一丁目から三丁目まで、東城町一丁目から三丁目まで、南城町一丁目から四丁目まで、 (略)、大字地頭方、大字青木、大字上中田_____、中通町、大字向橋、大字中田原、(略)
(略)			(略)		

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第167号
提 出 課	市民課

## 上越市レインボーセンター条例の一部改正について

### 1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名	使用料（1時間につき）	
	改定後	現 行
多目的ホール	1, 170円	1, 060円
第一会議室	200円	160円
第二会議室	350円	290円
第三会議室	680円	560円
和室（松）	280円	230円
和室（竹）	280円	230円
和室（梅）	280円	230円
茶室	180円	150円
調理実習室	350円	290円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

### 3 施行期日

公布の日

### 4 上越市レインボーセンター条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
別表（第8条関係）		別表（第8条関係）	
施設名	使用料（1時間につき）	施設名	使用料（1時間につき）
多目的ホール	<u>1, 170円</u>	多目的ホール	<u>1, 060円</u>
第一会議室	<u>200円</u>	第一会議室	<u>160円</u>
第二会議室	<u>350円</u>	第二会議室	<u>290円</u>
第三会議室	<u>680円</u>	第三会議室	<u>560円</u>
和室（松）	<u>280円</u>	和室（松）	<u>230円</u>
和室（竹）	<u>280円</u>	和室（竹）	<u>230円</u>
和室（梅）	<u>280円</u>	和室（梅）	<u>230円</u>
茶室	<u>180円</u>	茶室	<u>150円</u>
調理実習室	<u>350円</u>	調理実習室	<u>290円</u>
備考 略		備考 略	

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第168号
提 出 課	市民課

## 上越市<sup>が</sup>雁木通りプラザ条例の一部改正について

### 1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表第1関係)

施設名	使用料(1時間につき)	
	改定後	現 行
多目的ホール	840円	700円
和室(48畳)	410円	340円
和室(6畳)	120円	100円

(2) 施設の占有使用料を次のように改定する。(別表第2関係)

施設名	単 位	使用料	
		改定後	現 行
市民サロン	1時間につき	630円	520円
屋上庭園	1日1平方メー	60円	50円
公園	トルにつき	60円	50円

(3) (1)及び(2)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

### 3 施行期日

公布の日

### 4 上越市<sup>が</sup>雁木通りプラザ条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前																																								
<p>別表第1(第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料(1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td style="text-align: right;">840円</td> </tr> <tr> <td>和室(48畳)</td> <td style="text-align: right;">410円</td> </tr> <tr> <td>和室(6畳)</td> <td style="text-align: right;">120円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>別表第2(第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>単 位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民サロン</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: right;">630円</td> </tr> <tr> <td>屋上庭園</td> <td>1日1平方メ</td> <td style="text-align: right;">60円</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>ートルにつき</td> <td style="text-align: right;">60円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	施設名	使用料(1時間につき)	多目的ホール	840円	和室(48畳)	410円	和室(6畳)	120円	施設名	単 位	使用料	市民サロン	1時間につき	630円	屋上庭園	1日1平方メ	60円	公園	ートルにつき	60円	<p>別表第1(第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料(1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td style="text-align: right;">700円</td> </tr> <tr> <td>和室(48畳)</td> <td style="text-align: right;">340円</td> </tr> <tr> <td>和室(6畳)</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>別表第2(第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>単 位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民サロン</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: right;">520円</td> </tr> <tr> <td>屋上庭園</td> <td>1日1平方メ</td> <td style="text-align: right;">50円</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>ートルにつき</td> <td style="text-align: right;">50円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	施設名	使用料(1時間につき)	多目的ホール	700円	和室(48畳)	340円	和室(6畳)	100円	施設名	単 位	使用料	市民サロン	1時間につき	520円	屋上庭園	1日1平方メ	50円	公園	ートルにつき	50円
施設名	使用料(1時間につき)																																								
多目的ホール	840円																																								
和室(48畳)	410円																																								
和室(6畳)	120円																																								
施設名	単 位	使用料																																							
市民サロン	1時間につき	630円																																							
屋上庭園	1日1平方メ	60円																																							
公園	ートルにつき	60円																																							
施設名	使用料(1時間につき)																																								
多目的ホール	700円																																								
和室(48畳)	340円																																								
和室(6畳)	100円																																								
施設名	単 位	使用料																																							
市民サロン	1時間につき	520円																																							
屋上庭園	1日1平方メ	50円																																							
公園	ートルにつき	50円																																							

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第134号
提出課	市民課

歳出科目 (P22~P23)	2款3項1目	戸籍住民基本台帳費
----------------	--------	-----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
戸籍住民基本台帳費	193,002	4,929	197,931

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	4,929	報酬	1,679
		職員手当等	1,189
		共済費	251
		旅費	62
		需用費	733
		役務費	1,015

【補正理由】

国の「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月3日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）に基づき、マイナンバーカードの交付体制の整備と普及啓発に要する経費を増額するもの

【補正内容】

(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後
報酬	非常勤一般職報酬	67,931	1,679	69,610
職員手当等	時間外勤務手当	0	1,189	1,189
共済費	社会保険料	10,651	235	10,886
	雇用保険料	636	16	652
旅費	費用弁償	2,772	62	2,834
需用費	消耗品費	2,672	733	3,405
役務費	電信電話料	394	40	434
	郵便料	1,293	975	2,268

・受付窓口の強化策

非常勤一般職の増員（市民課4人）

備品購入（タブレット端末15台：各総合事務所及び市民課2台）など

・受付窓口の拡充

受付窓口の時間延長（週1日：市民課）

週末開設（月2日：市民課…終日、各総合事務所…予約制）

※マイナンバーカード交付数及び交付率

交付数 (R元. 11.1 現在)	人口 (H31. 1.1 現在)	交付率 (R元. 11.1 現在)
17,724 枚	193,275 人	9.2%

・国では、基準人口を平成31年1月1日現在の住民基本台帳人口としている